

令和 4 年第 7 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年7月27日(水) 午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第19号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議第20号	農地の形状変更届について	1件
報第14号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	1件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	欠席
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	
14	加納 洋一	
15	梶田 達行	
16	東 一二美	
17	日比野 敏夫	

議長 ただいまより、令和４年第７回農業委員会総会を開会する。本日は、７番、右高一朋委員から欠席の連絡あり。１７名中１６名の出席。従って、『農業委員会等に関する法律』第２７条第３項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、『多治見市農業委員会会議規則』第９条第１項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、３番山内晃三委員、４番伊藤明石委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第１９号「農地法第４条の規定による許可申請について」を上程する。議第１９号について事務局より説明願う。

事務局 所在地は、大針町上畑■■■■-■、登記簿地目は田、現況は宅地、面積３９㎡。申請人、■■■■市■■■■丁目■-■、■■■■。転用目的は一般個人住宅の庭。始末書提出。令和３年１２月の総会で農振除外の意見聴取ということで議案にあがった件。今年の令和４年６月１４日に県の農振除外の決定があったので、農地転用の申請をすることになった。この土地は、昭和５４年１月から■■さんが住宅の庭として使用していたが、実は、越境してブロック塀が建てられていた。その後、令和３年６月に、時効取得の裁判判決があって、■■さんに帰属するということが決定され、令和３年７月に正式に、相続登記して■■氏の土地になった。その後令和３年の１１月に農振除外の申請をして、農業委員会では、１２月の総会で意見聴取があったという経緯になる。

議長 議第１９号について地元委員の意見を求める。

１０番 ここは、時々草刈りをしているが、空き家。周辺にも土地があり、草刈りをしてもらわないと困る状態。

議長 昨年も農業委員会として手紙を出して、草刈りの要請をしたが、今年もしないといけないか。

１０番 お願いします。

議長 他に発言はないか。

議長 発言がないようなので、議第 19 号について採決を行う。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手によって、議第 19 号は承認することに決定する。

議長 次に議第 20 号「農地の形状変更届について」を上程する。議第 20 号について事務局より説明願う。

事務局 所在地は、笠原町字天王下■■■■番■、登記簿地目は田、面積 12 m²。■■■■番■、登記簿地目は田、面積 760 m²。申請人、■■町■■■■番地■の■■■■。この申請は田を畑にするために、多治見市の農地の形状変更に関する要綱に基づいての申請。現在は耕作されてはなく、草が生えている。段差があるので、土を入れて畑にする。栗を植えて栽培する。

議長 議第 20 号について地元委員の意見を求める。私の担当区域なので、私が回答する。ここは、農地パトロールで荒廃農地としたところ。道路と田の段差が 3m くらいある。ここを埋めて栗を植える。埋め立てしても道路と同じレベルにはならない。産廃の持ち込みだけは注意しておく。

議長 他に発言はないか。

議長 発言がないようなので、議第 20 号について採決を行う。

委員 (挙手多数)

議長 全員挙手によって、議第 20 号は承認することに決定する。

議長 次に報第 14 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告する。事務局より説明を願う。

事務局 所在地は、小泉町 8 丁目■■■■-■、登記簿地目は田、現況は雑種地、面積 189 m²。譲渡人、■■■■市■■町■丁目■■■■、■■■■。譲受人、■■町

■丁目■■■■-■、■■■■■。転用目的は露天駐車場。既に農地状態ではないので、始末書を提出。

議長 報第 14 号は、専決事項のため、議決事項ではないが、発言があれば挙手を願う。

委員 (発言なし)

議長 発言がないようなので、報第 14 号を終了する。

議長 以上をもって本日の議案は終了する。

議長 それでは、農地パトロールの説明を願うが、その前に昨年、大針地区の遊休農地 17 件ほどの草刈りについて、農業委員会からお願いをした。地元委員の思いをお知らせ願う。

10 番 リストでは、18 件。3 件はまだ途中で未着手。電話をかけたり、現場に来てもらったりして話をした。未着手のものは、3m を越えるものもある。農事改良組合で請け負って草を刈ったりした。結構大変な作業だった。草刈りをしてもらったところも、継続してやってもらえるかが問題。

議長 草刈りをしてもらったところには、農業委員会からお礼の文書を出し、未着手のところには、再度文書でお願いしたい。

1 番 草刈りを農事改良組合で請け負うとのことだが、どのくらいの単価でやっているのか。

10 番 2 反で 30,000 円くらい。一応、およその単価表を提示している。草の状況で相談しながらやっている。硬い草などは、草刈り機の刃もすぐいかれてしまう。

16 番 (東栄地区は、) シルバー人材に依頼したら、2 反半で 50,000 円くらい。毎年 2 回くらい刈るので 100,000 円になる。平地はやってくれるが、傾斜地はやってもらえない。

17 番 田に水をはって除草剤をいれてから除草できるのではないかと、研究中。

議長 それでは、農地パトロールについて事務局から説明を願う。

事務局 （農地パトロールの手順等について説明）

4 番 事務局に確認したい。農振地域での転用はできるのか。

事務局 農振地域での転用は、まず、農振除外をしなければならない。その際、どうしてもその土地でないとならないという理由を説明できるか否かが、除外の可能性有無の要点となる。

議長 農地パトロールの結果を生かして、事務局は農地転用をする調整をしているのか。

事務局 相続の際に判明したものについては、文書をもって農地転用のお願いをしている。既に違反転用の状態のものは、対応が難しい場合もあるので、普段からの見回りにおいて、できるだけ進行形のものをご連絡していただきたい。

5 番 先ほどの「始末書」の提出で済むというような、いわゆる「やり特」を見逃すことにつながるのではないか。事務局の立場もわかるが。建前として、申請があった上で進めるというのが筋ではないか。

事務局 事務局としても、本来ならば現状復帰しなければならないことをしっかり伝えていく。また、そういう事態にならないように農業委員の方で農地パトロールをお願いしたい。

議長 発言が無いようなので、その他、事務局で連絡事項はないか。

事務局 次回の総会開催日は、8月31日水曜日の午後2時から。場所は本庁舎4階会議室にて開催するので、該当の委員は出席をお願いする。

議長 以上をもって、本日の第7回農業委員会総会を終了する。

以上。

(閉会 午後 3 時 30 分)

事 務 局

事務局長	前田	剛
課長代理	柳生	芳憲
主 査	岡田	聡
主 査	玉山	永恵

令和 4 年 7 月 27 日

議事録署名

3 番

4 番

議長